

【令和7年4月採用者向け】

令和7年度東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業 募集要項

東京都教育委員会（以下「都教委」という。）では、東京の将来を支える人材として不可欠である教員を安定的に確保することを目的に、東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として本事業開始以降初めて採用された方に、一定期間勤務することを条件として、日本学生支援機構その他都教委が認める機関（以下「奨学金貸与団体」という。）から大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還を支援し、経済的負担を軽減する事業（以下「本事業」という。）を実施します。

この案内は、令和7年4月1日に東京都公立学校の教員又は東京都公立幼稚園の教諭として採用された方を対象に、奨学金貸与団体への奨学金の返還支援を希望する方を募集するものです。

1 補助金交付までの主な流れ

	時 期	行為主体	内 容
1	令和7年4月1日 ～令和7年5月26日	本人⇒都教委	・ 補助金の交付申請
2	令和7年10月頃	都教委⇒本人	・ 補助金の交付決定
3	採用2年目～11年目 (毎年度1回)	都教委⇒奨学金貸与団体	・ 補助金の交付

2 対象者（補助金交付要綱第4条関係）

下記のすべてに該当する方であれば、補助金の交付を申請することができます。

（1） 次のいずれかに該当する方

なお、令和7年4月1日以降に採用予定の選考に合格し、前倒しによって4月1日より前に採用された者は、令和7年4月1日を採用日とみなします。

ア 令和6年度に実施した東京都公立学校教員採用候補者選考に合格し、採用候補者名簿に登録された後、令和7年4月1日までに東京都公立学校の教員として本事業開始以降初めて採用された方

イ 令和7年4月1日に東京都公立幼稚園に正規教諭として本事業開始以降初めて採用された方

ウ ア以外で令和7年4月1日に東京都区市町村立学校に正規教員として本事業開始以降初めて採用された方

エ 令和6年度に実施した東京都公立学校教員適性選考に合格し、採用候補者名簿に登録された後、実習助手又は寄宿舍指導員から令和7年4月1日までに本事業開始以降初めて東京都公立学校教員として採用された方

（2） 大学院を除く大学等において、奨学金貸与団体から奨学金の貸与を受けていた方

（3） 大学院を除く大学等において貸与を受けた奨学金の返還残期間の終了日が令和8年4月以降であり、交付申請時点で奨学金の返還を延滞していない方

(4) 本補助金の交付について、都が奨学金貸与団体の代理返還制度を活用して、貸与を受けている奨学金貸与団体に対して直接支払うことを了承する方

※年度途中から採用された方（令和7年4月2日以降採用）は、次年度の募集で交付申請を行うことができます。

※返還残期間が令和8年3月以前の場合は支援対象となりません。

※交付申請時点で延滞が解消されていれば、支援対象です。

※**令和5年度以前に実施の**東京都公立学校教員採用候補者選考に合格し、採用候補者名簿登載後、名簿延長により令和7年4月1日採用となった方は、支援対象となりません。

※東京都知事部局が実施する技術職及び私立学校教員向け奨学金返還支援事業による支援を受けていた方が退職し、退職後1日以上期間を空けず引き続いて東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として採用され、上記の要件を満たした方は、本事業の対象となります。補助金の額は、大学院を除く大学等において貸与を受けた奨学金に対して前職で交付決定を受けた金額のうち、未交付分の額とします。

ただし、前職退職時から東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として採用されるまでに、期間1日以上が空いている場合には、本事業の対象となりません。

3 補助金の額（補助金交付要綱第5条関係）

補助金の額は、大学院を除く大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の額のうち、交付申請時点の返還残額の2分の1（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）の額です。ただし、一人150万円を上限とします。

※日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金どちらも支援対象になります。

※第三者による代理返還制度があり、公的機関等が実施する貸与型奨学金で、都教委が認める奨学金も対象になります。当該奨学金については、都教委が個別に判断します。

※日本学生支援機構の利子については、交付申請時に提出する奨学金返還証明書に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなし、返還残高を算出します。

4 交付申請（補助金交付要綱第7条関係）

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）10時00分 ～ 令和7年5月26日（月）23時59分

※申請期間後の申請は受け付けられません。

※手続に時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

(2) 申請方法

下記リンク先のフォームにて必要事項を記入し、必要書類を添付して申請してください。

提出書類の様式は、下記フォームにてダウンロードできます。

交付申請用フォームリンク：<https://logoform.jp/form/tmgform/959442>

※Logo フォーム未登録の方は申請前に登録が必要です。



(3) 提出書類

ア 返還誓約書（別記様式第1号）

イ 奨学金の借入を証する書類

ウ 在職証明書（上記2（1）イ又はウに該当する方のみ）（別記様式第3号）

所属する区市町村教育委員会（任命権者）に様式を渡し、証明を受けてください。

エ その他都教委が必要と認める書類

※場合により、交付決定後も都教委が書類の提出を求める場合があります。

《申請に当たっての注意事項》

日本学生支援機構の奨学金について交付申請する場合、下記の注意事項をご確認ください。

1. 提出書類「奨学金の借入を証する書類」について

下記の3つの書類をすべて提出してください。

①「貸与奨学金返還確認票」

②「奨学金返還証明書(令和7年4月1日以降発行)」

③「奨学金返還額証明書(証明期間：令和7年4月1日～)」

令和7年4月27日以降発行の書類を提出した方は、令和7年4月27日に引落とされた日本学生支援機構への返還額を、返還残高に含めて補助金の額を算定します。

2. 複数の奨学金を借りている場合の取扱い(第一種奨学金と第二種奨学金を併用している場合等)

①返還残額が300万円以上の奨学金がある場合

返還残額が300万円以上の奨学金のうち、任意の一つを選んで申請してください。

複数の奨学金について申請することはできません。

②すべての奨学金の返還残額がそれぞれ300万円未満の場合

・返還残額が1番多い奨学金の2分の1の金額がその奨学金の補助金額(A)となります。

・返還残額が2番目に多い奨学金の2分の1の金額と、150万円から上記(A)を差し引いた金額を比較し、少ない方の金額を、2番目の奨学金の補助金額(B)とします。

・(A)と(B)の合計額が、補助金の額です。

※(A)と(B)の合計額が、150万円未満であり、3番目の奨学金がある場合は、150万円から(A)と(B)の合計額を差し引いた金額と、3番目の奨学金の返還残高の2分の1を比較し、少ない方の金額を、3番目の奨学金の補助金額とします。

3. 交付決定の通知を受けた方は、必要に応じて代理返還制度が利用できるように手続きを行ってください。日本学生支援機構では、「返還期限猶予中」又は「減額返還中」の場合は、代理返還制度を利用することができません。東京都が支払を行う前までに、本人が手続きを行い、上記の状態を解消しておく必要があります。

5 交付対象期間と補助金の交付方法（補助金交付要綱第6条及び第12条関係）

東京都公立学校や公立幼稚園に勤務した期間（休業及び休職期間含む。）に応じて、補助金の交付を受けられます。補助金は、令和8年度から毎年度1回、奨学金貸与団体に対して、代理返還制度を活用して直接支払う方法により、交付対象者に交付します。（日本学生支援機構の奨学金で定額返還方式を選択している場合、代理返還は先掛返還での支払いを予定しています。）

奨学金貸与団体への支払は、毎年4～6月を予定しています。

毎年度交付額及び交付回数は次によります。

【返還残期間が令和17年（西暦2035年）4月以降の場合】

- ・ 毎年度交付額 = 交付決定額 ÷ 10（小数点以下の端数が生じた場合は切り捨て）
- ・ 交付回数10回

【返還残期間が令和17年（西暦2035年）3月以前の場合】

交付決定額を残りの奨学金返還期間に応じた数で除した額を毎年の交付額とします。

返還残期間の終了日	毎年度交付額	交付回数
令和16年4月～令和17年3月	交付決定額 ÷ 9	9
令和15年4月～令和16年3月	交付決定額 ÷ 8	8
令和14年4月～令和15年3月	交付決定額 ÷ 7	7
令和13年4月～令和14年3月	交付決定額 ÷ 6	6
令和12年4月～令和13年3月	交付決定額 ÷ 5	5
令和11年4月～令和12年3月	交付決定額 ÷ 4	4
令和10年4月～令和11年3月	交付決定額 ÷ 3	3
令和9年4月～令和10年3月	交付決定額 ÷ 2	2
令和8年4月～令和9年3月	交付決定額 ÷ 1	1

※上記は、日本学生支援機構の奨学金で、定額返還方式を選択している場合です。

※ 奨学金貸与団体の代理返還制度に準じて交付するため、奨学金貸与団体や本人が選択した返還方法により、毎年度の交付額及び交付方法が、本要項とは異なる場合があります。

※ 日本学生支援機構の所得連動返還方式を選択し、上記の交付額及び交付方法を適用できない場合に、返還総額を踏まえ、事業目的に沿って交付対象期間を一定期間確保できるよう、毎年の交付額を決定します。

※ 東京都が交付決定した毎年度の支払が継続している途中で、本人が繰上返還を行う等により奨学金が全額返還された場合、残りの期間の交付は行いませんので、御注意ください。

※ 毎年4月1日時点で東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として在職していることを確認後、交付を行います。4月1日より前に退職した場合又は在職が確認できなかった場合には、以降の交付は行いません。

交付決定を受けた方のうち、上記2（1）イ又はウに該当する方は、交付が行われる年度の4月1日の在職状況が確認できる在職証明書を毎年4月末までに提出する必要があります。ただし、返還最終回が4月の場合、返還最終回が属する年度は、4月10日までに提出してください。

※ 交付決定後、地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分として停職の処分を受けた場合、停職期間が生じた月数分の金額を毎年度交付額から控除して交付します。（月の途中に一日でも停職期間が生じた場合は一月と数えます。）

【交付金額算定例】

※下記は、日本学生支援機構による定額返還方式に基づく交付金額算定例です。奨学金貸与団体や本人の返還方法により、算定方法が変わる場合があります。

（例1）＊貸与総額 3,072,000 円

＊交付申請時の返還残額 3,072,000 円で、返還残期間が 2043 年 3 月までの場合

補助金交付額：1,500,000 円（3,072,000 円 ÷ 2 = 1,536,000 円）※上限 150 万円

毎年度交付額：150,000 円（1,500,000 円 ÷ 10 = 150,000 円）

交付決定額	採用 1 年目	採用 2 年目	採用 3 年目	採用 4 年目	採用 5 年目	採用 6 年目	採用 7 年目	採用 8 年目	採用 9 年目	採用 10 年目	採用 11 年目
1,500,000	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

（例2）＊貸与総額 3,072,000 円

＊交付申請時の返還残額 1,450,692 円で、返還残期間が 2033 年 10 月までの場合

補助金交付額：725,300 円（1,450,692 円 ÷ 2 = 725,346 円）※100 円未満の端数切捨て

毎年度交付額：90,662 円（725,300 円 ÷ 8 = 90,662 円）

交付決定額	採用 1 年目	採用 2 年目	採用 3 年目	採用 4 年目	採用 5 年目	採用 6 年目	採用 7 年目	採用 8 年目	採用 9 年目	採用 10 年目	採用 11 年目
725,300	0	90,662	90,662	90,662	90,662	90,662	90,662	90,662	90,662	-	-

＊仮に、本人が繰上返還を行い、交付申請時から採用7年目の6月に完済した場合、採用8年目、9年目の交付は取消します。

6 その他の手続（補助金交付要綱第9条及び第11条関係）

- （1）交付申請後、申請内容に変更が生じた場合は、下記リンク先の Logo フォームより、変更承認申請をしてください。

変更申請用フォームリンク：<https://logoform.jp/form/tmgform/959461>



- （2）在職証明書の提出対象者は、令和8年4月1日時点の在職証明書を、下記リンク先の Logo フォームより、データを提出してください。

返還残期間の終了日が令和8年4月の場合、令和8年4月10日までに提出してください。

申請期間： 令和8年4月1日10時00分～令和8年4月30日23:59

在職証明書用フォームリンク：<https://logoform.jp/form/tmgform/959473>

※令和9年度以降の提出方法については、別途案内します。



7 交付決定の取消し（補助金交付要綱第9条及び第11条関係）

下記の事項に該当した場合、交付決定の一部又は全部を取り消します。

- （1）補助金の支払日の属する年度の4月1日の在職が確認できなかった場合
- （2）地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分として停職又は免職の処分を受けた場合
- （3）奨学金の返還を免除された場合
- （4）本事業の補助範囲について、他の団体から二重に奨学金返還支援を受け、不当に利得を得た場合。
- （5）補助金の交付を受けるため、虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合
- （6）奨学金の返還をすべて返還し、奨学金貸与団体へ代理返還できない場合

8 個人情報の取扱いについて

都教委が保有する情報について、本事業実施の目的に限り、必要な範囲内で関係機関に提供する場合がありますので、ご了承ください。

9 問合せ先

東京都教育庁人事部選考課選考担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

TEL 03-5320-6787

メールアドレス：syogakukin_senkou@section.metro.tokyo.jp

10 よくある質問

1	Q. 交付申請後、東京都の交付が始まるまで奨学金返還猶予を行っても良いですか？ A. 交付申請後でも、東京都の交付が始まるまでは奨学金の返還猶予や減額返還などを行っても問題ありません。東京都の交付が始まる前には、返還猶予や減額返還は中止してください。
2	Q. 第一種奨学金と第二種奨学金を併用していた場合、第二種奨学金を優先的に代理返還してもらうことは可能ですか？ A. どちらも返還残額が300万円以上ある場合、どちらか一方を選んで申請いただけます。 それ以外の場合は、《申請にあたっての注意事項》2のとおり、返還残額に応じてそれぞれの交付金額を決定します。
3	Q. 年度途中に採用となった場合は、支援の対象外ですか？ A. 前倒し採用により、令和7年4月1日までの採用であれば、対象となります。令和7年4月2日以降の採用者は、今回の募集では対象となりませんが、次の募集期間に対象となります。採用後に到来する最初の4月に交付申請することができます。 例えば、令和7年6月1日採用の場合、令和8年4月に交付申請し、交付決定を受けた場合は、令和9年度から交付を開始します。
4	Q. 大学から貸与を受けた奨学金は、支援の対象になりますか？ A. 日本学生支援機構以外の公的機関等から貸与を受けた奨学金については、対象の可否を個々に判断しますので、お問い合わせください。 なお、貸与型奨学金で、第三者による代理返還が可能な奨学金であることが必要です。
5	Q. 過去に東京都公立幼稚園教諭で勤務しており、今回東京都公立学校教員に初めて採用されました。支援の対象になりますか？ A. 支援の対象です。
6	Q. 育児休業を取得した場合、補助金の交付はなくなってしまいますか？ A. ありません。 育児休業、病気休業、病気休暇を取得しても、補助金は引き続き交付されます。 ただし、懲戒処分による停職を受けた場合は、停職期間分を控除した額を交付します。
7	Q. 採用後、在外教育施設派遣となった場合、補助金の交付はなくなってしまいますか？ A. ありません。

8	Q. 特例選考⑥で免許取得猶予の名簿延長をしました。いつから交付申請できますか？ A. 採用後に到来する最初の4月1日が属する年度に交付申請できます。 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（令和7年度採用）に合格し、令和9年4月1日まで名簿延長をした後、令和9年4月1日に採用された場合、令和9年の4月に交付申請を行い、交付決定を受けた場合は、令和10年度から交付が始まります。 なお、令和5年度以前に実施した採用選考の名簿登載者で、名簿延長により令和7年4月1日に採用された者は対象になりません。
9	Q. 令和6年度東京都公立学校教員採用候補者選考（令和7年度採用）で期限付任用教員採用候補者名簿に登載され、令和7年4月1日から採用されました。支援の対象となりますか？ A. 期限付任用教員の方は対象外です。正規教員等として採用された方が対象です。
10	Q. これまで奨学金返還を延滞したことがあります。支援の対象になりますか。 A. 交付申請時に、延滞の状態が解消されていれば支援の対象となります。 延滞金が残っている場合は、支援の対象外となります。
11	Q. 先掛返還とはどのようなものでしょうか。 A. 日本学生支援機構の奨学金で定額返還方式を選択している場合、奨学金貸与団体に代理返還として先掛返還することにより補助金を交付予定です。 先掛返還とは、返還期日が到来していない割賦金を前もって入金するものです。「繰上返還」は、入金額に応じて最終返還期日が前倒しになりますが、「先掛返還」は東京都からの入金額に応じて月々の本人からの引き落としは一定期間行われず、最終返還期日の変動がありません。（返還期間が変わりません。）
12	Q. 他の団体から奨学金支援を受けています。支援の対象になりますか。 A. 他の団体からの奨学金返還支援が、本事業の補助対象範囲外であれば、本事業の支援を受けることは可能です。 例えば、返還残高が300万円の奨学金の場合、本事業での補助金の額は150万円とります。本事業で支援しない残りの150万円について、他の団体から支援を受けることは可能です。